

日本領台草創期の原住民教化の劈頭

——国語伝習所をめぐって——

はじめに

一 「国語」という語の必然性

イ 台湾島民の反抗

ロ 多言語の島

ハ 国語伝習所の設置

二 恒春国語伝習所猪勝東分教場

イ 相良長綱と十八社大頭目

ロ 伊沢修二の原住民教化に対する要望

ハ 教科書と授業

ニ その後に設置された分教場

むすび

はじめに

明治二十八年(一八九五)四月十七日に、日清講和条約が調印された。この下関条約によって、清国が台湾(澎湖島を含む)を割譲して、わが国が領有することになった。それに伴い、台湾島民に日本人と同様、皇民教育が行なわれることになった。

台湾島は三万六千平方キロの面積を有し、そこには、原住民族十二万人、漢民族三百余万人が居住する⁽¹⁾。原住民族は大きくわけて九族で、各種族の言語が異なる。また漢民族においても、福建を中心とする閩語、広東の粵語系の客家語によって、方言というより、外国語ほどの差異をみる言語である。

この台湾で、日本人の精神の涵養につとめるために、日本の国家語である「国語」の普及に至った。その教育機関は、時代とともに変遷をしてきた。ここでは、領台当時における国語伝習所について、別けても、原住民に対する教化の嚆矢についてみたい。これは今日、義務教育が百パーセントに達しているわが国が、台湾島一新しく占有した南海の島で、いかにして深山に分け入って、学校を開設していったのか。その先人達の偉業を、確認したいがためである。

もちろん、当初においては、それなりに無理はあったであろう。しかし、模索し彷徨する中から、五十年間の支配下で、全島にわたり国語を普及させた。本稿においては、無文字社会にいかなる端緒から、日本語の普及が開始されたかをみていく。

一 「国語」という語の必然性

イ 台湾島民の反抗

明治二十八年五月八日に講和条約を、清国と批准交換がされたとしても、清国自身が、台湾島民を納得させたわけではない。ここには当然、島民の反抗がある。皇帝から見離され、切り棄てられた台湾島民にとっては、寝耳に水である。それは、清国皇帝との約定であるとする、わが明治政府の見解が、当の台湾島民には通用するものではない。漢人にとつてみれば、そのまま、日本の皇民になることではなかった。皇帝が自分達台湾を、清国から割譲するのであれば、悲憤と落胆の中にも、外来の異国民の力に抵抗をしなければならなかった。そしてそれが組織となつて、台湾民主国の樹立を見るのであった。

明治二十八年の五月二十五日、巡撫唐景崧が総統に、邱逢甲が副総統となつて、清国から独立して、台湾民主国が成立したことを宣言した。そこで、明治政府は鎮定のために、樺山資紀海軍大将を台湾総督に任じた。兵員四万九、八三五名、軍夫二万六、二一四名、馬匹九千四百余頭の軍隊を派遣した。⁽²⁾唐景崧の後を継いだ劉永福が、台南から中国大陆に逃亡した十月十九日、台湾民主国は五ヶ月不足で滅亡した。

その抗戦の犠牲は、ほとんど銃を持たずして交戦し、死者一万四千名を数えた。⁽³⁾一方、日本軍は戦死者一六四名、戦傷者五一五名とはいへ、病死者四、六四二名、治療のため内地に送還された者二万一、七四八名、台湾で治療を受けた者五、二四六名といふ、大きな犠牲を払つたのであった。⁽⁴⁾

樺山総督が基隆に上陸し、台北に入城したのは明治二十八年六月十四日であった。それから三日後の十七日に、総督府始政式を挙行して、⁽⁵⁾実質的にわが日本が台湾を領有することとなった。がしかし、先の日本軍の行為は各

地で人家に放火し、無差別殺戮、姦淫、暴虐の限りをつくした。このことによつて、台湾島民には「血の恨み」が加わつた。心の痛みは、この後の台湾総督府に対する、台湾民衆の抵抗の起点となつたのである。⁽⁶⁾

このような中で、日本領台後の台湾教育の開拓者である伊沢修二は、同化政策を推進するに、

台湾の占領は、我が日本軍が掠奪の結果ではない。是れは日本の天皇陛下と皇帝陛下と、條約に依つて渡されたので、我が王師に向つて敵するのは、支那の皇帝に不忠なるものである。大義名分を知らぬものだと云ふことを明らかにしなければならぬと云ふのが、吾々の精神で有りますから、当時來学せる十名内外の生徒にも言ひ聞かせておいた。

というのが、領台開始時、その当時の教育者の精神であつたと、後日披露している。⁽⁷⁾ しかしながら、日本軍の残酷な殺害によつて、肉身、同族、同朋の者を失つた人びとの怒りは、日を追つて増大していったことは当然であつた。

抗日闘争が盛んになると、郵便配達人は数人の警察に守られて、はじめて職務を果した。また、台北から一、二里離れると、そこは刀剣やピストルに命を託す世界であつたという。明治三十年から四年までの五ヶ年間に、台湾総督府が抗日運動によつて逮捕した者は八、〇三〇名、殺戮した者三、四七三名の多きにのほつた。さらに、明治三十五年の大討伐においては、裁判のうえ死刑とした者五三九名、臨機に死刑に処した者四、四一三名に達したのであつた。⁽⁸⁾

このような情況下では、台湾総督府学務部の事業である、皇民教育を台湾島民に施すという計画は、及びもつかず相当な困難を強いられた。敢えて言えば、外部に対して戸を閉め、風雅を愛でてきた日本が、未経験だつた外国との戦争を行なつた。そしてなおかつ、異国の民を支配下におこうとする、一種の精神病にとりつかれて、明治、大正、昭和と加速度に陥つていくのが、ここから始まつたといえよう。

ロ 多言語の島

台湾には、原住民族と漢民族という全く異なる民族が住んでいる。この両者がまた、複数にわたる言語をそれぞれ用いる種族、ないし方言からなっている。

原住民族は鄭氏時代に、漢族社会に従順したものを熟蕃といい、また平埔蕃といわれている。⁽⁹⁾これは外来の、特に漢民族文化社会と融和して平地に住んでいる。今日、種族の独自性を失って、漢族との区別すらつかない。これに対して、生蕃といわれる種族である。台湾に渡来した漢民族と衝突し、平地を追われ已む無く、山地に移住して現在では図らずも、高山族という名称を漢民族から与えられている。その種族をあげると、

- (1) アタヤル族 (Atayal)
- (2) サイシャット族 (Saisiat)
- (3) ブヌン族 (Bunun)
- (4) ツオウ族 (T'sou)
- (5) ルカイ族 (Rukai)
- (6) パイワン族 (Paiwan)
- (7) パナパナヤン族 (Panapanayan)
- (8) パングツマハ族 (Pangtsah)
- (9) ヤミ族 (Yami)

の九種族である。⁽¹⁰⁾ところで、小川尚義が固有言語が行なわれている種族としてあげる中で、セーデック (Seedeg) はアタヤルの方言とする。また、カナカナブ (Kanakabanu) とサアロア (Saroa) はともに、ツオウの方言であるとす⁽¹¹⁾る。これら種族が異なると、近距離であっても全く通じない。アタヤル族やパイワン族においては、北と南に所

在する蕃社人⁽¹³⁾では、同族間でも疎通を欠くという⁽¹⁴⁾。先頃あげた小川尚義の言う方言という段階も、相通じない状況にある。一体に、河川流域においては、二十里先まで通じ、山を一つ越すと近くでも通じないのが通常である⁽¹⁵⁾。他に、家庭内で使用される程度の部族語をあげると、

- (10) カバラン (Kavalan)
- (11) パゼック (Pazeh)
- (12) サオ (Sao)

などである。また、日常使用されてはいないが、古老の記憶にあるものとしては、

- (13) ケタガラン (Ketagalan)
- (14) タオカス (Taokas)
- (15) パポラ (Papora)
- (16) バブザ (Babuza)
- (17) ホアニヤ (Hoanya)
- (18) シラヤ (Siraya)

などである。(10)から(18)は熟蕃(平埔蕃)の言語で、日に亡んでいく言語である。

明治政府が台湾を領有した当時、生蕃熟蕃の人口は十余万とする。これが山岳深山に調査が及び、明治四十二年末の統計では、生蕃のみで十二万一、九八一人とする⁽¹⁶⁾。この十二万余の人びとは、先にあげた生蕃九族のそれである。台湾総督府が統治して十四年、その間に度々鎮圧を行なっている。その度ごとに原住民には、大きな被害があつたものと思われる。残念ながら、今日その数を明らかにすることは不可能である。その数を予測しても、なおかつ、清代の数を上回っていることは、それだけ、彼等の世界に総督府の施政が、及んでいることを物語るとみてよからう。

漢民族は鄭氏政権期に、対岸の福建の福州、泉州、廈門、漳州から大勢の移民があった。福建のことは、漢語の方言のうちの閩南語に属する。この福建は、山地がほとんどであるところから、一つの言語の機能範囲が甚だ狭く、数多くの方言となっている。これが土地ごとに方言となっていて、福州と廈門では大きな言語上の差違をみる。これら閩族は早くに台湾に渡り、豊かな平野部に定住して、比較的恵まれた生活であった。

これに対して、清代中期と後期の二度渡来した人びとは、広東からであったが、粵語ではなく、惠州、潮州、嘉応州などの客家語を用いる。遅れて渡来したがために、新竹、中壢、苗栗、その他の山脚の恵まれない土地に生活する。そのため、生活は貧しく、閩族から差別されて、ここ台湾でも、中国のユダヤ人とも言える存在である。

伊沢が台北に入城してみると、清国の共通語である北京官話が、この土地の人びとの間にほとんど通用せず、彼は困り果てた。⁽⁴⁷⁾ 清国支配は、この南海洋上の島には及んでいなかった。言うならば、この地の日常は頭家によって支配されていた。知州・知県は役所を出ることをせず、民衆の生活に関心を示さない。そのような状態では、到底この島に、北京官話が行なわれるものではなかった。

伊沢は明治八年二十五歳の時、アメリカのマサチューセッツ州立ブリッジポートル師範学校に入学した。二十七歳で卒業した後、ハーバード大学で一年間理學を修めた。そして、明治十一年に四ヶ年間の滞在を経て帰国している。⁽⁴⁸⁾ 彼は多民族の国家アメリカ合衆国に学び、生活経験をした。そこには多くの民族が、合衆国の名のもとに、一国民であった。この国家社会は、英語のみを公用語としていた。その実体験が、この台湾での国語教育という教化策をもったのであろう。彼伊沢には、充分に実現の可能性を感受されたものと思われる。

ハ 国語伝習所の設置

台湾総督府は明治二十九年三月三十一日に、直轄の諸学校を設けることにした。⁽⁴⁹⁾ その一つは、永久事業として、

国語学校と付属学校の設置である。これは台湾における、指導者の養成を目的とした機関である。それに対して、緊急事業としては、国語伝習所の設置である。これは、占有した台湾島民に、日本国の国家語を普及させるといふ、急務の政策に依るものである。

この国語伝習所の設立目的に関しては、明治二十八年十月二十二日提出の学務部意見書がある。それによると、凡そ国を得るは民を得るにあり、民を得るは人心を得るに非ざれば能はず。而して其の人心を得んと欲せば、先づ彼我思想交通の要具たる言語の力を仮らざる可らず。抑本島は旧支那領の極南に位し、其の言語も北地とは大に異なり、従来官話に熟したる通訳官の如きも、殆んど其の用を作さざりしは、前に軍隊の経験せし所に照すも自ら明ならん。然るに今日、内地人にて土語を解するものは至つて少く、土人中には日本語を解するもの、殆んど絶無の有様なり。此の如き境遇にありて治民の術を施し、教化の途を開かんとするは、実に至難の事といはざるを得ず。故に今本所を設け、日本語伝習の途を開き、以て施政上の便を謀り、進で教化の基を立てんとす。

という。ここでいう土人は、漢民族をいう。治める日本人と順う島民との、意志の疎通を持てるのは、北京官話は問題外として、閩南語か客家語ということになる。がしかし、日本人が習字を要すこととなり、植民政策としては、ありえないことである。いま、漢民族間の抗争にならず、なおかつ、原住民族にも及ぶものとすれば、新しく到来した第三者的な日本語ということになる。もちろん、伊沢学務部長は、どの言語という検討をしたわけではない。漢人の教育は今日に至るまで、装飾的であつて実用的ではないとする伊沢(4)には、彼等漢人の言語は全く考えていない。すなわち、占領即同化政策である。伊沢にすれば、この台湾島で全くの白紙の状態に日本語の種を蒔き、その成長と結実に、大いなる期待を込めていたとみるべきであらう。

「台湾総督府直轄諸学校官制」が公布されてから、およそ三ヶ月後の六月二十二日、「台湾総督府直轄国語伝習所規則」が発布された。(4)

第一条 国語伝習所ハ本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス
と目的を高唱はしたものの、歴史、風俗、習慣、心性を異にする異民族に対して、国語普及という同化政策が、
順調に推進されるとは全く考えられない。時あたかも、抗日闘争の日夜である。とても日本語の学習を行なうと
いう世情ではない。特にこの島の漢人は、なんらかの都合で大方逃亡流民として、中国大陸の対岸の福建、広東
から台湾に渡った人達である。それだけに、政治的支配という枠の外に生存する人びとが多い社会である。全体
主義的統率を拒絶する習性を備えた人びとに、百年を待つ心理は、残念ながらわが国の西洋文明のショックを受
けた、明治の為政者にはなかつたとみるほかはない。

第二条 国語伝習所ノ生徒ヲ分チテ甲科及乙科ノ二種トス

として、甲科、乙科は次の第三条「甲科ノ生徒ハ年齢十五歳以上三十歳以下ニシテ普通ノ知識ヲ備フルモノヲ入
学セシメ乙科ノ生徒ハ年齢八歳以上十五歳以下ノモノヲ入学セシム」のように、年齢制限をする。その年齢から
みても、甲科は国語の専習で半年の修学。乙科は国語の外に算術をも学び、また情況によっては、地理、歴史、
唱歌、体操、ときに、裁縫を加えてもよしとする。修業年限は四ヶ年。ここには、学校教育と社会教育を併設し
ている。それだけ日本語(国語)を理解する人を、一人でも多く明日を待たず、今日ほしいという状況を如実に語っ
ていよう。

先の「台湾総督府直轄諸学校官制」によると、

第三条 国語伝習所長ハ各所ヲ通シテ十四人トシ県庁・島庁又ハ支庁ノ官吏ヲシテ之ヲ兼ネシム台湾総督府民

政局長又ハ所属知事、島司、支庁長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

という十四箇所は、同年五月二十一日に、府令第四号として発布された。⁽²⁴⁾

台北 淡水 基隆 新竹 宜蘭

台中(位置彰化) 鹿港 苗栗 雲林

台南 嘉義 鳳山 恒春 澎湖島(位置媽宮城)

これら十四の国語伝習所の所長は、それぞれの地方行政にあるものの兼務というには、それなりの理由があった。これより早く、明治二十九年一月一日に、反乱者の一団の襲撃によって、六名の学務部員が斬殺された。⁽⁴⁾当時学務部は、台北から北へ二里余の八芝蘭芝山巖に在った。この遭難に遇った先生達を六士先生として祀り、その場所に因んで芝山巖精神というのが、その後、昭和二十年八月までの、台湾教育界の象徴になっていく。このような状況は、府中の台北においてであった。これが地方となると言うまでもなく、連日連夜反日抗日分子との攻防があった。その時に、ひとり教育関係者が、周辺地域の人家を訪問して、生徒の募集をすることは不可能であった。⁽⁵⁾よって、地方行政の力を借りて、はじめて任務を遂行することができた。

二 恒春国語伝習所猪勝束分教場

イ 相良長綱と十八社大頭目

当初、伊沢修二は先住民族の教化については、念頭になかったようである。それは、明治二十八年からの、台湾の教育についての「意見書」で述べていない。また翌二十九年に発布された「国語伝習所規則」等には、これに関する文言が全く見当たらないからである。

ところが、明治二十九年八月三十一日に舞い込んだ電報が、伊沢に開眼を迫った。その電報の主は、台湾最南の恒春から相良長綱であった。電文による上申は、「テロソ社に国語伝習所の分教場を設置する認可を欲す」というものであった。相良は前年の五月二十一日付で、学務部員から恒春庁長に任命されて、伊沢のもとを離れている。学務部員に任じたのも、同じく五月二十一日であるところから、実際には、学務部員の業務はできなかつた

ものと思われる。しかし、その職名の経験があつたからであらうか、実に意欲的に、蕃社の巡回につとめている。もちろん、彼が他に、恒春国語伝習所長、恒春撫墾署署長心得、台東庁長などを、兼務しているからでもあつたらう。恒春地方の首長として、警務の責任者として、また、国語伝習所の開学の準備のため、地区内を巡行しては、住民に子弟の就学を勧誘する日々であつた。

パイワン族猪勝東(テロソ)社に住む大頭目ジャガルシグリ・ブンケツ(漢名・潘文恣)に、相良は文字の理解なる必要を説いた。⁽²⁰⁾ 相良がひとり、寸鉄を帯びることなく蕃社を訪ねたことに、ジャガルシグリ・ブンケツは感激をし、また、教育の必要なるを納得した。頭目ジャガルシグリ・ブンケツは、同治六年(一八六七)三月九日に発生した、米国船ローヴァー号事件の事後対策には、兄で当時頭目であつたトキトクを補佐している。そして二年後の同治八年、米国廈門領事ルサンドルと、和親盟約を締結した。その後の同治十年(一八七二)には、琉球宮古島の船員が漂着して蕃社に入り、五十四名が殺され事に明治政府は報復にでた。西郷都督をもって牡丹社を制圧したのは同治十三年(一八七四)であつた。その際、ブンケツは瑯瑤(恒春)各社の頭目を諭し、西郷のもとに帰順させている。⁽²¹⁾

従来から、外部の風が入る地理的条件もあつて、文明のなんたるかを知つていた頭目ブンケツであつた。文字理解の必要性を感じていたから、相良のすすめに、即応しその手配に及ばんとしたのであらう。そこで相良は、台北の総督府民政局学務部長伊沢修二に、歓喜をもって打電したことであらう。反日ゲリラ対策に腐心する状況の中で、先住民族に教育の場を設けることができる。日本が領台して以来、ここに先住民族の学校教育の開幕となるのである。相良は外来文化に理解を持つ、頭目ブンケツとの邂逅に、感慨無量であつたらう。

ロ 伊沢修二の原住民教化に対する要望

相良の上申に対して、伊沢学務部長から、九月十五日に通達があつた。⁽²²⁾

客月三十一日電報上申相成候生蕃地テロソ社へ分教場設置ノ件ハ本月二日許可セラレ右二要スル經費ノ儀モ夫々増額配付相成候(以下略)
 というものであった。それに、

(一)この部族に対して、どのような教育、指導が可能であり、また、適切であるかを、明らかにしなければならぬ。そのためにも、精密な調査を要す。

(二)比較的温和にして従順な部族であるというが、なお、慎み威信を保つて事にあたる。職員の監督、生徒募集、また学級編成、学科目時間数等は規則に拘泥せず、適切に対応されたい。

(三)当校の如何が、今後の先住民族教化の基準となる。よつて模範となるべくを望む。

などの要望であった。この段階においても、規則に拘泥せずという程度で、学務部長としての対策は、いまだ持ちあわせていない。学務部関係者は台北を離れることはなく、それぞれの国語伝習所は、ようやく開校の段階に入った時期である。とても、原住民の蕃社に立ち入る要員を擁していない。

それに対して、同じ民政局所轄の殖産部は、その傘下の撫墾署からの報告などをえていた。早いところでは、明治二十九年五月に、林圯埔撫墾署長斉藤音作が定めた要領に「蕃人ノ子弟教育ニ関スルコト」がある。⁽⁶⁾その冒頭に、「蕃人ハ常識乏シク意志薄弱ナルガ故ニ若シ俄カニ智識ヲ与ヘ利欲ヲ増長セシムルトキハ忽テ私欲ニ制セラレテ罪惡ヲ犯シ易キニ至ルヤ免カレザル所ナリ故ニ蕃人ノ教育ハ徳育意育ヲ第一トシ智育ヲ第二トス」という。原住民世界においては、彼等の風俗習慣によるところの常識が存在する。ここでは、性急に走らず、生物の成長を見守るかのような心境を必要とした。自分達の蕃社に突然やつて来た日本人が、これは常識と示されたとしても、それは要領を得ない事柄が多かった。がしかし、あえて日本人社会的徳育を求めることになった。それにしても、撫墾各署からの報告、意見等が提出され、撫育教化対策では、学務部より先を歩んでいたのであった。⁽⁶⁾

ハ 教科書と授業

設置認可をえた恒春では、ただちに開校の準備に入った。学校用地の選定と校舎建設の一斉は、頭目ブンケツによって行なわれた。また、生徒の勧誘も彼が一手に引受けた。

恒春国語伝習所は九月一日、二十五名の児童を迎えて開所式が挙行された。相良はそれから十日後の九月十日に、恒春国語伝習所猪勝東社分教場開校式となった。⁽³³⁾

二十七名の生徒をもって開設した分教場は、十二月末には、甲科生十二人、乙科生十九人、合計三十一人と増加した。また年齢をみると、最高齢者は甲科生で二十四歳、乙科生で十四歳。最低年齢は甲科生で十五歳、乙科生で八歳で、平均年齢は甲科生が十六歳、乙科生十歳であった。⁽³⁴⁾

教科は国語、習字、算術の三科目であった。⁽³⁵⁾ 国語の教科書は『日本語教授書』に、よつたものと思われる。これは、明治二十八年七月に、学務部によって編纂されたものであった。その構成は「語学初歩」「日本文法」「字音変化」からなっている。「語学初歩」では、五十音にふれ、その順に片仮名を理解させた。次の段階は応用として、アイ、エ、ウエ、ウオ、アキ、オケ、イケ等の単語の理解を促した。この教科書は次の段階は、その片仮名に漢字を、愛、柄、上、魚、秋、桶、池等をあげ、意味の理解につとめるねらいがあった。がしかし、ここ猪勝東社の生徒には、漢字より会話を主眼とすることから、この段階には進まなかった。というのは、後の大正四年に編纂された『蕃人読本』巻一によると、第一学年の第四週までは話し方である。第五週目から片仮名を学び、五十音、濁音、半濁音を学んで第一学年が修了となっている。これから推量するに、猪勝東社の児童も、挨拶の仕方などを導入段階とした。文字の領域に進んだのは、相当の授業時間を消化して後のことであったと思われる。

授業は教師が国語で説明し、それを通訳が原地語になおすという方法であった。⁽³⁶⁾ 国語については、先に述べた

如くである。算術の場合は「一、十、百」を国語で説明した後、やはり原地語で通訳して理解させた。また、修身の分野は週一時間、もしくは二時間を用いて、善良な人道風習等について説話した。

猪勝東分教場で指導にあたったのは、第一回講習員の藍原新二と中山重次の兩名であった。藍原は東京の小学校に在職中、六士先生の一人桂金太郎と同僚であったことから、その桂の意も籠めて、自ら希望をしてここ猪勝東分教場に赴任したのであった。伊沢が大いなる期待のもと、二ヶ月間の特訓の後、十四箇所の国語伝習所に羽ばたいていった講習員達であった。

その内の二人が、原住民教化を経験した。このことが貴重な資料となつて、学務部がはじめて、原住民に対するその後の教化案を提示することができた。

二 その後に設置された分教場

明治三十年九月四日始学式をもつて開学した、台東国語伝習所の所長に相良長綱が任命された。そのことから、周辺の蕃社に分教場開設の動きが活発となつた。五月十八日に、卑南社、馬蘭社に分校場の設置が許可された。卑南社分教場は松浦尚次郎が分教場詰となつて、六十六名の入学者を迎えた。一方、馬蘭社は黒葛原藤太郎が同所詰となつて、五十名の児童を迎えた。十一月三日、ともに開場式を行なつてゐる。

原住民の生徒の入所を「国語伝習所規則」の、甲科乙科に照合すると、相当限定されて、その数を確保できない状況であつたようである。いま、原住民社会に教育を広めようとすれば、その規則に拘泥されることではなかつた。もともと乙科生には、食費手当は支給されないと、甲科生の資格を有する者が、一名もないといふのが実態であつたところから、両分教場各二十五名に食費手当を与えて、就学者数の確保にあつたのである。⁽³⁰⁾ 原住民社会では、その蕃社の頭目によつて、日本語学習の意向が異なつてゐた。それだけに、当面の問題より、将来に向けて対処していくことであつた。

明治三十一年八月十六日の告示によって、国語伝習所は改廃された。漢人教育設備は、公学校となり、原住民教育機関は国語伝習所として、明治三十八年二月三日の、国語伝習所官制廃止が公布されるまで、その役割を果していくことになる。この段階では、各社に分教場の要望があり、増設していった。各分教場は左の通り。⁽⁸⁹⁾

台		東		恒春	序別
校名	位置	置創	立	年	月
猪勝東国語伝習所	猪勝東	社	社	明治三十三年十月一日	
同内獅頭分教場	内獅頭	社	社	同三十五年四月	
台東国語伝習所	南郷馬蘭	社	社	同三十年十一月二日	
馬蘭分教場	南郷馬蘭	社	社	同上	
同卑南分教場	南郷卑南	社	社	同上	
同大巴壟分教場	南郷大巴壟	社	社	同三十三年七月十四日	
同璞石閣分教場	南郷璞石閣	社	社	同上	
同薄薄分教場	蓮郷薄薄	社	社	同三十三年七月十五日	
同大魯閣分教場	蓮郷古魯	社	社	同三十四年七月十一日	
同知本分教場	南郷知本	社	社	同三十四年五月十六日	
同大麻里分教場	南郷大麻里	社	社	同上	

むすび

黄昭堂氏はその著書『台湾総督府』の中で植民地の歴史を語るとき、「旧植民地支配者、旧植民地人というふう

くる」と述べておられる。まさにその通りであると、思わず頷くのである。それでも、なおかつ、台湾における共通語については、小論をもって私見を明らかにしたい。

清国が台湾を割譲し、台湾民主国が誕生して、日本領台に強く反抗をした。しかし、その民主国の総裁唐景崧は、樺山総督が基隆に上陸するや、道々の兵士に金銀を播いて、淡水から大陸に逃亡した。⁽⁴¹⁾台湾民主国成立に一番熱心であった台湾人邱逢甲も大陸に逃亡した。最後に劉永福も大陸に帰った。たしかにアジアで最初の民主国ではあるが、その実態がなかったとしか解せないのである。

日本に支配されること、五十年間に及んで、さらに今日まで、なおかつ国民党政権に四十年間も、身を委ねて来た。今後も台湾人はこの百年間の植民地人として、嘆き続けていこうというのであろうか。どうしてこのような歴史を、歩まなければならなかったか、そろそろ、自省する時期であっても、よいのではなからうかと思う。

「心の底から台湾を中国大陸から切り離れた形で、台湾独自の文化の共通性・同一性を見出そうとしなかった。」⁽⁴²⁾と、日本植民地期の台湾を経験する戴国輝氏の感慨である。台湾よ、日帝時代は云々ということのみではなく、世界性アジア圏の中で、自己を分析してほしい。

日本が領有して、はじめて今日の台湾の基礎を築いたと見たい。日本が台湾に入る七十年前の台湾を記録した『問俗録』がある。それによると、民衆を支配するのは頭目であった。この台湾はまさに盗賊の巢窟であり、凶悪な逃亡犯は後を断たず、羅漢脚というゴロツキの世界である。そこには、出身地別の闘争の分類械闘は、清末には下火になったというが、⁽⁴³⁾なんとも、政府の無い世界であったわけである。わが明治政府が施政を行なうことよって、ここに、植民地とはいえ、近代国家社会の一つの秩序を備えたことになる。

同治六年(一八六七)のアメリカ商船ローヴァー号遭難事件では、清国は「生蕃の地未だ中国の版図に隸せず」として、この件には関知しないとされた。また、それから四年後の同治十年(一八七一)に、琉球宮古島の漁民が、牡丹社蕃によって五十四名が殺害された。この事件に対して清国は、「未だ王化に服せざるを生蕃となし、之を化外に

置き、未だ理するを為さざるなり」として、取り合わない。⁽⁴⁶⁾

ところが、それから十三年を経て、フランスは台湾に食指が動き、清仏戦争に入った。清国とすれば、自国の一部であるという認識があつたればこそ、フランスとの交戦となつたのである。開戦から時を経ずして、フランス艦隊は基隆と淡水を占領した。清国は慌てて、台湾は自国の領土であり、治政機構の内部に位置付けられていることを示すため、「台湾省」にしたのは、開戦の翌年の光緒十一年（一八八五）であつた。⁽⁴⁶⁾

下関条約によつて、北京が台湾を割譲してもなおかつ、両江総督兼南洋大臣張之洞は、日本が領有することを阻止せんとする。台湾巡撫唐景崧に台湾での抵抗を諭しはしても、ただ一度だけ武器を台湾に届けたのみであつた。⁽⁴⁷⁾

以上のように、清国はその都度便宜なる手段で、台湾を継子扱いにしてきた。それが十九世紀が終らんとするこの期に到つても、なおかつ、外国に対してだけでなく、己が臣下に向つてもそれであつた。その事情を把握していない島民、就中、漢人達には気の毒であり、同情を禁じえない。

近代国家がその国体建設を進めるには、その国民に対する言語教育、とりわけ国家語政策に着手する。それが植民地経営という段階においては、自国語を持ち込むことが通例である。日本が初めて経験する植民地政策は、皇民として日本の一国民に教化することであつた。伊沢修二は、従来台湾で行なわれてきた書房教育が、実学にあらずして近代社会に適さずとした。伊沢はアメリカ留学の経験をもつて、近代国家社会建設の力となる能力開発の機関設置を念頭においた。

それがために、第一に実行しなければならないのは言語教育である。台湾は既に述べたように、原住民の言語まで数えると、まさに多言語の社会である。そこで「当時本島人の人口は全台湾人口の九三パーセントを占め、その中約五分の四が福建人、五分の一が広東人で、蕃族は極く小数であつた。故に共通語としては福建の閩南語がもっとも適当だと思われる」と、数の多さをもつて共通語とすべきであるとする。その社会を代表する言語が、

共通語になることはある。ここでは数の多さのみではなく、その社会を運用する能力の集団社会とみるべきであろう。清朝は一つの政策として、閩南語と客家語両社会間に確執が生ずるようにしてきた。両者が反目すること、支配者とすれば、力の結集にならず安心なのであった。それに、閩南語が共通語ということになると、少数者である客家と原住民が押し遣られて、反目が強くなることは必定であった。

伊沢修二は内地の学校教育の不備な面は、ここではできるだけ修正し、実験を厭わぬ心情であった。前述の通り、近代社会建設の人材を育成することにあつた。そのために、日本の国家語である日本語を、国語として普及させることになつた。国語教育に関しては、指導者を内地から選抜して迎えた。この教師達が、国語研究会を組織して例会を月二回行なうなど意欲的であつた。⁽⁴⁰⁾

台湾における国語教授法とすれば、早朝においては、フランス人のフランソワ・ガンの『言語教授及び研究法』が紹介された。これの実践のための教授法が研究され、いわゆる、「ガン法」が普及していった。⁽⁵⁰⁾ その後は、「ベルリッツの言語教授法」や「エスペルゼンの外国語教授法」などが研究されている。西欧の言語学を研究し、教授法は相互に交換しながら実績をあげていった。そこには、閩南語使用人口が多いからといって、それに任ずようなものとは、根本的に異なるものがあつた。純粋な学徒は国益ということではなく、自分達の専門分野において、研究の実をあげることであつた。

原住民については、その社会習慣を理解することが必要とし、早くは伊能嘉矩、栗野伝之亟が命をかけて調査にあたつた。⁽⁵¹⁾ また、全島の原住民を総合的に、組織的に民族調査がおこなわれている。この時代には、世界に類をみない規模であつたと言われている。その調査結果は『台湾蕃族慣習研究』、『蕃族調査報告書』、『蕃族慣習調査報告書』全二十四巻にまとめられている。その他、蕃語編纂方針をたてるなど、⁽⁵²⁾ 原住民の理解につとめている。多言語の深山幽谷の世界において、後、日本語が共通語となっていく基盤ができたのであつた。

ところで、昭和二十年八月、台湾総督府が五十年間の歴史に終止符をうった。その後、新しく支配者として

入った、国民党の国語教育は閩南語を採らず、旧北京官話を国語と称して、学校教育で徹底している。しかし、このことについては、当の台湾人からは何ら言葉がない。

〔注〕

- (1) 持地六三郎『台湾殖民政策』富山房、明治四十五年、二三―二四頁。
- (2) 井出季和太『南進台湾史放』誠美書閣、昭和十八年、一六頁。
- (3) 黄昭堂『台湾民主国の研究』東京大学出版会、一九八三年、二三六頁。
- (4) 井出季和太、前掲書、一六一―一七頁。
- (5) 原房助『台湾大年表』台湾経世新報社、昭和七年、一三頁。
- (6) 黄昭堂、前掲書、二二一、二三六―三三七頁。
- (7) 伊沢修二『台湾教育に対する今昔の感』芝原仙雄編『台北師範学校創立三十周年記念誌』、台北師範学校創立三十周年記念祝賀会、大正十五年、所収)三九八頁。
- (8) 鶴見祐輔『後藤新平』第二卷、勁草書房、一九八三年、一四九頁。
- (9) 伊能嘉矩『台湾蕃政志』台湾総督府民政部殖産局(台北、古亭書屋復刻)、民国六十二年、七二頁。平埔蕃については、台湾省文献委員会編『台湾史』衆文図書、民国七十三年、三五〇頁。
- (10) 伊能嘉矩、同前に、「生番」、以其未染漢化、又或謂之「野番」。三六三頁。献委員会編、同前に、「生番」、以其未染漢化、又或謂之「野番」。三六三頁。
- (11) 宮本延人『台湾の原住民』六興出版、一九八五年、八六―九〇頁。
- (12) 台北帝国大学言語学研究室『原語による台湾高砂族伝説集』刀江書院、昭和四十二年(再版)、三頁。
- (13) 「蕃社」などの「蕃」については、拙稿『台湾の原住民に対する教化事業の考察(1)―オランダ占領時代において―(比較文化)』第三号、中央学院大学比較文化研究所、注(6)において見解を示した。
- (14) 藤崎濟之助『台湾の蕃族』国史刊行会、昭和六年、六頁。
- (15) 同前、六頁。

- (16) 持地六三郎、前掲書、二三二―三四頁。
- (17) 信濃教育会編『伊沢修二選集』信濃教育会、昭和三十三年、九七七頁。
- (18) 同前、一〇六―二頁。
- (19) 台湾総督府直轄諸学校制については、教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第十一卷、龍吟社、昭和十四年、二二―三三頁。
- (20) 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』青史社、一九八二年(復刻)、一六五―一六六頁。
- (21) 信濃教育会編、前掲書、「台湾教育談」五七〇頁。
- (22) 台湾総督府令第十五号をもって、台湾における初等普通教育機関である、国語伝習所に関する規則が定められた。教育史編纂会編、前掲書、三一―三八頁。
- (23) 同前、三一頁。
- (24) 同前、二九頁。
- (25) 調書並びに検視状からなる「学務部員の遭難」としてまとめている。台湾教育会編、前掲書、二二―三二頁。
- (26) 前掲書『台北師範学校創立三十周年記念誌』に、第一回講習員から毎次それぞれの国語伝習所に赴任しての辛酸を感想として記述する。
- (27) 台湾教育会編、前掲書、一八八―一九九頁。
- (28) 国府種武『台湾に於ける国語教育の展開』第一教育社、昭和六年、一六二頁。
- (29) 鈴木作太郎『台湾の蕃族研究』台湾史籍刊行会、昭和七年、五一―二頁。
- (30) 客月三十一日電報上申相成候生蕃地テロソ社ハ分教場設置ノ件ハ本月二日許可セラレ右ニ要スル経費ノ儀モ夫々増額配付相成候抑モ生蕃地ニ対スル教育ハ果シテ如何ナル方法ヲ以テ之ニ処スルヲ適當トスルカ其ノ辺疑問之点ニ有之候是ヲ以テ精密ニ調査ヲ遂ケタル上ナラテハ後日臆ヲ嚙ムノ憾ヲ遺スヤモ未タ知ル可ラサル次第ニ付容易ニ著手スヘキ事業ニ無之候得共御地支庁所轄内ニ棲息スル蕃人ハ比較的温和従順ニシテ且従来支庁トノ交通モ相開ケ随テ彼我相互ノ事情モ相通シ日ニ関係ノ密接ニ趨クハ開庁以来支庁長ノ報告等ニ依リ明瞭ナル儀ニテ是等ノ事実存在スルカ為メ今般分教場ノ設置モ許可セラレタル儀ニ有之候今ヤ申迄モ無之候得共機変常ナキノ蕃人ニ対シテハ能ク初ニ慎ミ威信ヲ保チ百般ノ措置其ノ宜キヲ得ルニアラサレハ到底成功シ得サルヘシ故ニ職員ノ監督ハ勿論生徒募集及其ノ種類年齢

- 其ノ他学校ノ編制学科目授業時間生徒取締等ハ規則ニ抱泥セス別ニ適當ノ方法ヲ設ケ以テ遺算ナキヲ期セラルヘシ要スルニ今回ノ拳ハ将来生蕃地ヘ教育ヲ施設スルニ際リ善惡共ニ模範トナリ且彼ヲシテ他日斯道ニ誘導スルノ難易モ又之二依テ岐ルル所ナレハ尋常一般ノ学校トシテ看過ス可ラス今般本年度經費ヲ本所ト同一以上ノ程度ニ配付セラレタルモ施設上遺憾ナキヲ期セシメタル主旨ニ有之候間御了知相成度局長ノ命ニ依リ此段申進候也 教育史編纂会編、前掲書、二九三〇頁。
- (31) 「学校ハ蕃社内ニ設クルヲ要ス即チ派出所ハ蕃人子弟ノ学校ニシテ派出所員ハ蕃人子弟ノ教師ナリ」と。学校教育の他に、警察官による蕃童教育所というもう一つの教育期間である。台湾總督府警察本署『理蕃誌稿』第一卷、青史社、一九八九年(復刻)、一一一―一二二頁。
- (32) たしかに猪勝束分教場の開設は早い。しかし、殖産部長が明治二十九年十一月に、各撫墾署長に蕃人蕃地に関する調査を行なうべき事項を通知した。その中に「蕃人ニ対シ日本語教育ノ意見」の一項もあつた。これらの見解は翌三十年四月におこなわれた。その内容は、層累にして広汎であつて、学校関係者の把握ではない感がする。同前、二七〇―二七四頁。
- (33) 台湾教育会編、前掲書、一九一―一九二頁。
- (34) 国府種武、前掲書、一六四頁。
- (35) 台湾總督府警察署、前掲書、二六七頁。
- (36) 同前、二六七頁。
- (37) 台湾教育会編、前掲書、一九三頁。
- (38) 同前、一九三頁。
- (39) 台湾總督府警察本署、前掲書、二七〇頁。
- (40) 黄昭堂『台湾總督府』教育社、一九八三年、四頁。
- (41) 同前、三九頁。
- (42) 戴國輝編『もつと知りたい台湾』弘文堂、昭和六十三年、二二頁。
- (43) 小島晋治、上田信、栗原純訳『問俗録』東洋文庫四九五、平凡社、一九八八年、二三七頁。
- (44) 伊能嘉矩『台湾文化志』下巻、刀江書院、昭和四十年(復刻)、一三八頁。

- (45) 同前、一七二頁。
- (46) 同前、二七〇頁。
- (47) 許世楷『日本統治下の台湾』東京大学出版会、一九八四年、二五頁。
- (48) 李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』上巻、台湾省立台中師範専科学校、一九八一年、一三四頁。
- (49) 吉野秀公『台湾教育史』私家版、昭和二年、一五五頁。
- (50) 国府種武『日本語教授の実際』東都書籍、昭和十四年、一四一頁。
- (51) 台湾総督府警察本署、前掲書、二六七頁。
- (52) 同前、四五頁。